

平成 29 年 5 月 26 日

各位

会 社 名 株式会社タカギセイコー

代表者名 代表取締役社長 八十島 清 吉

(コード番号 4242)

問合せ先 取締役管理本部長 林 延幸

電 話 0766-24-5522

# 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の当社第58回定時株主総会(以下「本株主総会」)に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 単元株式数の変更

#### (1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

#### (2)変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

#### (3)変更日

平成 29 年 10 月 1 日

(参考) 東京証券取引所における売買単位は、株式売買後の振替手続の関係から平成29年9月27日をもって100株に変更されることとなります。

#### (4)変更の条件

本株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案および「3.定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

#### (1)株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を1,000 株から100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施することといたしました(以下「本株式併合」)。

# (2)株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	13,795,860 株
併合により減少する株式数	11,036,688 株
併合後の発行済株式総数	2,759,172 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済 株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

## ④株式併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

## (3)株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)		所有株式数 (割合)	
5 株未満所有株主	105 名	(11.9%)	118 株	(0.0%)
5 株以上所有株主	780 名	(88.1%)	13, 795, 742 株	(100.0%)
総株主	885 名	(100.0%)	13, 795, 860 株	(100.0%)

上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様105名(所有株式数118株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、会社法第192条第1項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求が可能ですので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### (4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を一括して売却処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

#### (5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日)をもって、株式併合割合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	40, 000, 000 株
変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)	8,000,000 株

#### (6)株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記「2.株式併合」に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を40,000,000株から8,000,000株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を 生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。(変更案第6条、 第8条、附則)

## (2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		
現行定款	変更案		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、		
<u>40,000,000 株</u> とする。	<u>8,000,000 株</u> とする。		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第8条 当会社の単元株式数は、1,000 株と	第8条 当会社の単元株式数は、100 株とす		
する。	る。		
(新設)	<u>附則</u>		
	第1条 第6条および第8条の変更は、平成29		
	年 10 月1日をもって効力が発生する		
	ものとし、同日の経過をもって、本附		
	<u>則を削除する。</u>		

# (3) 定款の一部変更の条件

本株主総会において、上記「2.株式併合」に関する議案および定款の一部変更に関する議案が 原案どおり承認可決されることを条件といたします。

# 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

平成 29 年 5 月 26 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 27 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の 効力発生日
平成29年12月上旬(予定)	端数株式処分代金のお支払

以上

添付資料: (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

#### (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

# Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位や、証券取引所での売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

# Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、 5 株を1 株に併合いたします。

## Q3. 単元株式数の変更と株式併合を行う理由は何ですか。

A3.全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上などを目的に、平成30年10月1日までに、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所へ上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました。

## Q4. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端株がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5個	1,000 株	10 個	なし
例②	2,500 株	2個	500 株	5個	なし
例③	1,002 株	1個	200 株	2個	0.4 株
例④	750 株	なし	150 株	1個	なし
例⑤	498 株	なし	99 株	なし	0.6 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・ 株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例③、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うことになります。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。下記具体例も併せてご覧ください。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	200 株	5分の1に減少
株価	470 円	2,350円	5倍に増加
資産価値(株式数×株価)	470,000 円	470,000 円	変化なし

### Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買取制度を利用することは可能ですか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有される 株主様(上記Q4の例④、⑤のような場合)は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具 体的なお手続については、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせくださ い。

# Q7. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか。

A7. 特に必要なお手続きはございません。

#### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引先の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

(当社の株主名簿管理人)

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電 話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日を除く)

以上